

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5年 10月 12日
キクチセツビ

申請者 氏名又は名称 株式会社 菊池設備
住所 奈良市神殿町49-2
代表者氏名 菊池 正嗣
電話番号 0742-61-2435
FAX番号 0742-62-6182
メールアドレス k-sw@soleil.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 10 月 12 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 菊池設備
住 所 奈良市神殿町49-2
代表者氏名 ^{代表取締役} 菊池 正嗣

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ^{マキチ マロウケ} 菊池 正嗣 取締役 ^{マキチ アヤミ} 菊池 文美 取締役 ^{マキチ トモコ} 菊池 とも子	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 菊池設備
上記事業所の所在地	郵便番号 630-8441 住所 奈良市神殿町49-2 電話番号 0742-61-2435 F AX番号 0742-62-6182 メールアドレス k-wsw@soleil.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
菊池 正嗣 上村 成敏	第 69264 号 第 48271 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5年 10月 12日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切り鋸	スーパーソー	6	
	塩ビカッター	VC40	2	
	同上	VC20	6	
管の加工用の 機械器具	ねじ切り機	F50AIII	1	
	同上	N100A	1	
	ヤスリ	300 棒ヤスリ	2	
接合用の 機械器具	ガストーチランプ	パワートーチ	6	
	パイプレンチ	300型	6	
	同上	450型	4	
水圧テスト ポンプ	手動式テストポンプ	T508	4	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 10 月 12 日

申請者

氏名又は名称	株式会社 菊池設備
住 所	奈良県奈良市神殿町49-2
代表者氏名	菊池 正嗣

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市神殿町49番地2
株式会社菊池設備

会社法人等番号	1500-01-017080		
商号	株式会社菊池設備		
本店	奈良市神殿町49番地2		
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。		
会社成立の年月日	平成23年7月6日		
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、水道施設工事、消防施設工事の設計、施工、管理及び請負 2. 住宅用水回り設備機器の施工及び販売 3. ガス器具、冷暖房設備機器、給湯設備器具の施工及び販売 4. 太陽熱発電機、太陽熱温水機器の施工及び販売 5. 産業廃棄物収集運搬業 6. 一般労働者派遣業及び特定労働者派遣業 7. 前各号に付帯関連する一切の業務 		
発行可能株式総数	5000株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株		
資本金の額	金500万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>菊池正嗣</u>	
	取締役	菊池正嗣	令和3年9月25日重任
			令和3年10月18日登記
	<u>取締役</u>	<u>菊池文美</u>	
	取締役	菊池文美	令和3年9月25日重任
			令和3年10月18日登記

奈良市神殿町49番地2
株式会社菊池設備

	<u>取締役</u> 菊池とも子	
	取締役 菊池とも子	令和 3年 9月25日重任
		令和 3年10月18日登記
	<u>取締役</u> 上村成敏	
	取締役 上村成敏	令和 3年 9月25日重任
		令和 3年10月18日登記
	奈良市生琉里町48番地 代表取締役 菊池正嗣	
	奈良市生琉里町48番地 代表取締役 菊池正嗣	令和 3年 9月25日重任
		令和 3年10月18日登記
登記記録に関する事項	設立	平成23年 7月 6日登記



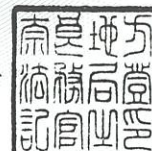
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年10月12日

奈良地方法務局
登記官

山本秀樹



款 定 証 認

本 謄

奈良県大和高田市大字大中98番地
(大和高田市役所東隣小川ビル内)

高 田 公 証 役 場

公 証 人 内 海 洋 治

電話・大和高田(0745) 22-7166

株式会社菊池設備 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社菊池設備と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、水道施設工事、消防施設工事、
の設計、施工、管理及び請負
2. 住宅用水回り設備機器の施工及び販売
3. ガス器具、冷暖房設備機器、給湯設備器具の施工及び販売
4. 太陽熱発電機、太陽熱温水機器の施工及び販売
5. 産業廃棄物収集運搬業
6. 一般労働者派遣業及び特定労働者派遣業
7. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県奈良市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、5000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)



第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、会社法施行規則22条1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社の所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2. 前項の場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(招集及び招集権者)



第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より 3 日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を有する株主全員の同意があるときはこの限りではない。
- 4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第 15 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故もしくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2 人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名をし、10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取 締 役

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は 1 名以上を置く。

(取締役の選任)



第 20 条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらないものとする。

(取締役の資格)

第 21 条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又は在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 23 条 当社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役 1 名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2 当社に置く取締役が 1 名の場合には、その取締役を社長とする。

3 社長は当社を代表する。

(取締役に対する報酬)

第 24 条 取締役に対する報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から、翌年の 6 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 26 条 剰余金の配当は、毎年 6 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第 27 条 剰余金の配当が、支払いを提供した日から 3 年を経過しても受領されない時は、当社はその支払義務を免れるものとする。



第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第28条 当社が設立に際して発行する株式の数は、500株とし、その発行価額は1株につき 1万円 とする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額及び資本金)

第29条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金500万円とする。

2 当社の設立時資本金は金500万円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成24年6月30日までとする。

(設立時取締役)

第31条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

取締役	菊池	正嗣
取締役	菊池	文美
取締役	菊池	とも子
取締役	上村	成敏

(発起人の氏名、住所、割当を受けた株式数及びその払込金額)

第32条 発起人の氏名、住所、設立に際し引き受けた株式数、及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

奈良市生琉里町48番地

菊池 正嗣 500株 500万円

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

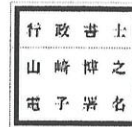
以上、株式会社菊池設備設立のため、発起人菊池正嗣の定款作成代理人である行政書士山崎博之は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成23年6月24日



発起人 菊池正嗣

上記代理人 行政書士 山崎博之





同一の情報の提供

提供の日付： 2011年6月30日

公証人： 14020004 内海洋治



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

請求対象の登簿管理番号： 11-1402000402000014

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2011年6月30日

請求対象の処理公証人： 14020004 内海洋治

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

上記定款は原本と相違ないことを証明します。

令和5年10月11日

株式会社 菊池設備 代表取締役



第四八二七一号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 上村 成敏

昭和三十三年二月十七日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣 小泉純一郎



第六九二六四号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 菊池 正嗣

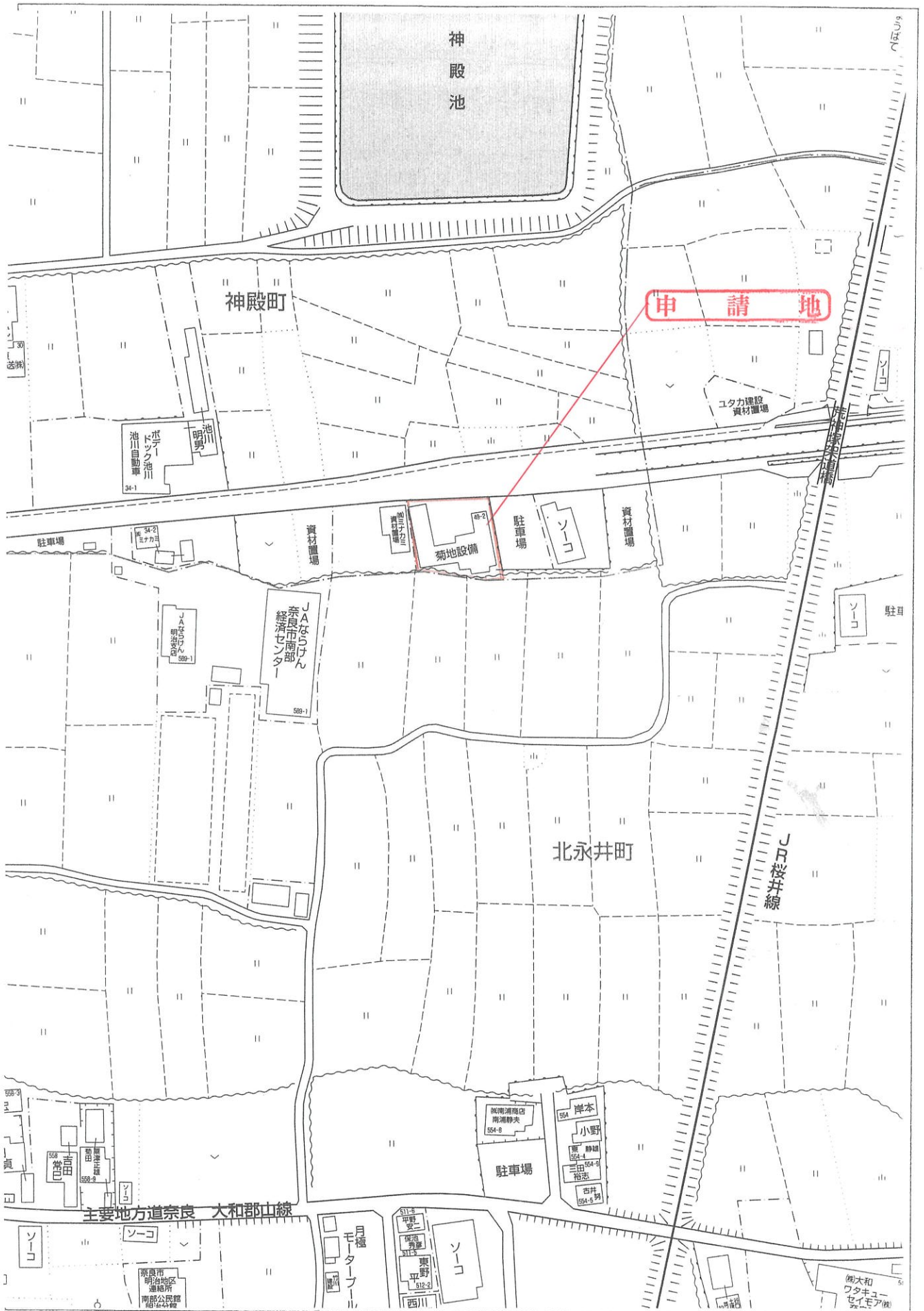
昭和三十八年三月十五日生

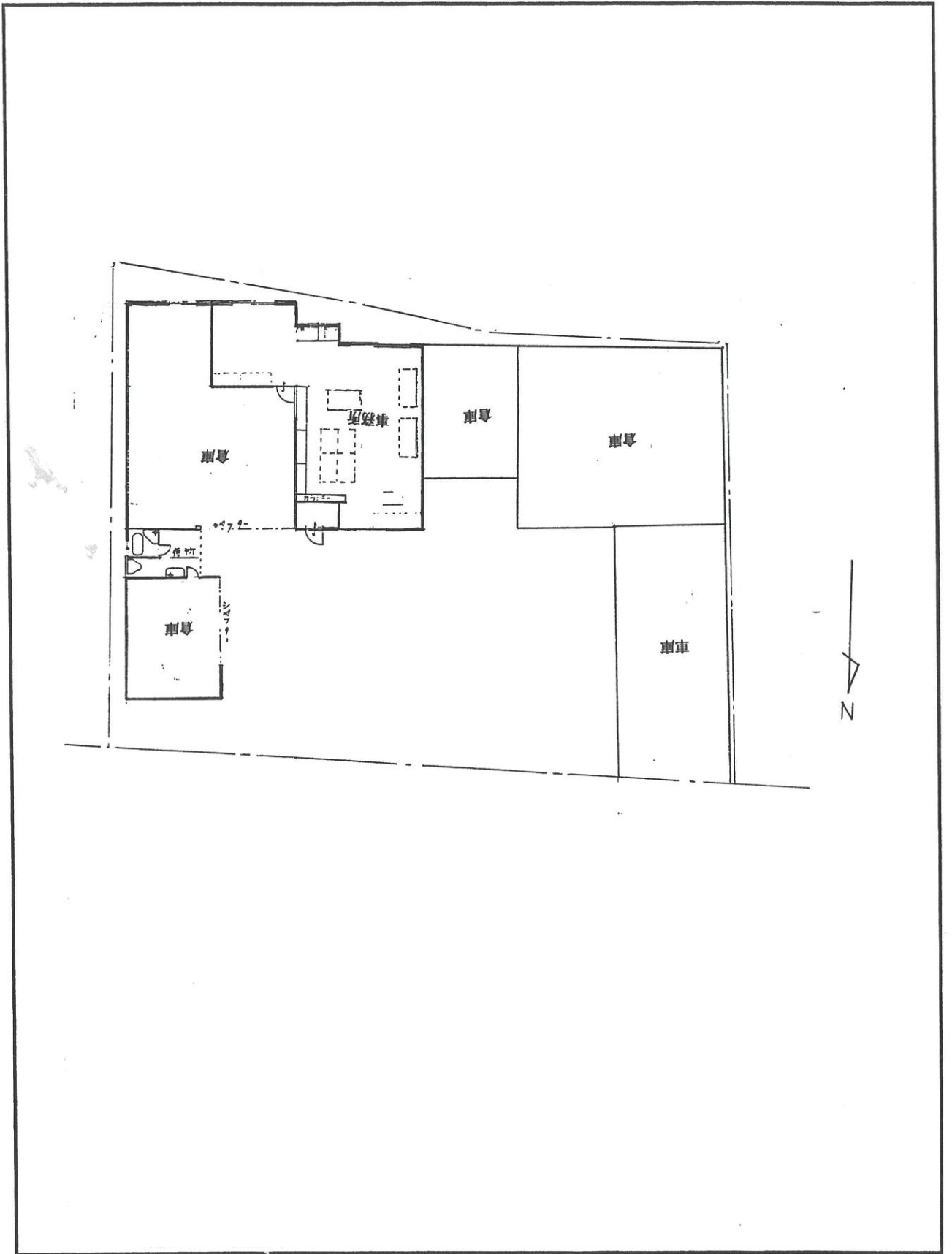
水道法(昭和三十八年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下 創平

店舗（倉庫）の付近見取図





乙 土 里 圖



事業所の外観



事業者の室内



倉庫

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5年 10月 12日
キチセツヒ

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 株式会社 菊池設備
 住所 奈良市神殿町49-2
 代表者氏名 ^{フリガナ} 菊池 正嗣
 電話番号 0742-61-2435
 FAX番号 0742-62-6182
 メールアドレス k-wsw@soleil.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5年 10月 12日

届出者

氏名又は名称 株式会社 菊池設備
住 所 奈良市神殿町 49-2
代表者氏名 菊池 正嗣

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 菊池設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
キツム 正嗣 菊池 正嗣	第 69264 号	
カミムラ 成敏 上村 成敏	第 48271 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第六九二六四号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 菊池 正嗣

昭和三十八年三月十五日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下 創平

第四八二七一号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 上村 成敏

昭和三十三年二月十七日生

水道法(昭和三十年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣小泉純一郎

